ちくし法律事務所

The guardians of Rights

2008 NEW YEAR NEWS

Birth　　*Keisuke Ohba*

希望の海、
新たなる誕生……。
ペーパー・スクリーン版画　大場　敬介

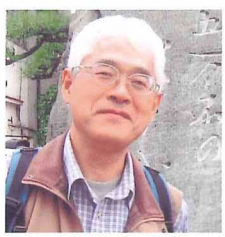

弁護士
稲村　晴夫
Haruo Inamura

昨年は中国人強制連行事件の件で八月と十一月に北京・上海を訪れました。

私が一九九三年事務所旅行で初めて両都市を訪ねたときには、人民服を着た人々が自転車に乗って広い通りを自在に往来していました。今は車がひしめき、高層ビルが林立し、この二〇年間における中国の経済発展は目をみはるものがあります。

本年八月に開催される北京オリンピックに世界中の人々が集い、相互理解と友好を深めてほしいものです。

私達日本人もまた中国とどのようにつきあって友好関係を築いてゆくべきか、真剣に考えるべき時期にきていると思います。

本年もよろしくお願い致します。

寄稿

西郷どんが現れた。

司法書士 福山 良弘
Yoshihiro Fukuyama

あれは確か？二〇年以上も前のことだったろうか。現在のヤマダ電機近くの太宰府市と筑紫野市をまたぐ小さな橋（多々良橋）の上で、不思議な光景を目撃した。散歩の途中なのか、イヌを引いて歩く絣模様の着流し姿。その姿は、あの上野の「西郷どん」に似て。実は、この人物こそ、稲村弁護士その人だったのである。氏は鹿児島県人で、かつて、この付近に居を構えておられ、私が錯覚したのも、むべなるかなである。爾来、幾星霜。ちくし法律事務所は弁護士六人を擁する県下有数の事務所へと発展なされた。地元は言うに及ばず、甘木、朝倉方面からの依頼も多いと聞く。「西郷どん」の遺徳は、今もなお人々の心の中に生きている。

ここで、自己紹介と参りましょう。職業は司法書士で一九五一年生まれ。たぶん、私が事務所を開設した時期も稲村氏と同じ頃であったと思う。昔も今も、司法書士の中心的業務はやはり登記である。登記は誰からも感謝される平和産業である。何時の頃だったか定かでないが、天然鯛二尾（たぶん一万円以上はしただろう）を祝儀にもらったことがあった。

そんな訳で、惰眠をむさぼっていた私は、ある日、二隻の黒船の出現にガーンと頭を殴られた。

一つは、二〇〇〇年から始まった成年後見制度。今一つは、二〇〇三年の簡裁代理権。この二つの業務は、司法書士の業務を劇的に変えてしまった。あの鯛はどこへ行ってしまったのか。これを機に、わが事務所の業務は、平和産業から裁判という戦争産業へ突入してしまったのである。

五〇の坂を越えてしまった人間の頭の中は戸惑いばかり。訴訟代理人になって初めて味わう職業倫理の重たさは格別である。成年後見や裁判は人権感覚を磨く場であるという。

法律事務所の方々が取り組んでおられる強制連行、じん肺、薬害エイズ、C型肝炎などの裁判を思うにつけ頭が下がる思いである。弁護士の方々をはじめ、各地の九条の会と連帯し、格差や貧困のない平和国家日本を築いて行きたい。

『泣こよかひっ跳べ！』

（完）

司法書士　福山 良弘 事務所
〒818-0072　福岡県筑紫野市二日市中央4-5-15
司法書士 福山 良弘
TEL.092-925-9725　FAX.092-925-3566
HP：http://homepage2.nifty.com/fuku-ok/
または、ヤフーで「ふくふく通信」。
趣味：ウォーキング・カメラ

残留孤児の支援策が成立しました。

弁護士
田中　謙二
Kenji Tanaka

平成19年11月28日、国会で中国残留孤児支援の改正法が全会一致で成立いたしました。この改正法により、これまで残留孤児には3分の1しか支給されていなかった国民年金が満額支給されることとなり、加えて生活保護に代わる生活支援給付金等も支給されるようになります。

終戦の混乱の中で中国に取り残され、日本への帰国を願いながら、戦後も長らく日本に帰国できなかった残留孤児たち。歴史の大きなうねりに押し流されながら、中国の地で必死に生き抜いて、ついに思い焦がれた祖国日本へ辿り着いた残留孤児たち。しかし、帰国時にはすでに高齢となっていたことなどから、日本語の習得等が思うように進まず、就労の障害も大きく、老後に備えることができませんでした。今回の改正法は、このような事情を考慮して制定されたものです。我々国民の大切な税金による支援ですが、戦後日本の経済繁栄の光があたらなかった場所で、我々には想像もつかない過酷な人生を歩まれた方々が、今まさに必要としている支援策です。幅広い御理解をいただけますよう、心から願っています。

「日本に帰ってきてよかった」と実感できる安定した老後を求めてきた残留孤児らの運動は、今回の法改正でひとつの区切りをむかえます。全国各地の残留孤児訴訟は、順次終結していく予定です。平成16年に私が弁護士登録した直後から始まった福岡訴訟は、判決を得ることのないまま終結となります。

改正支援法は、国民の異論はほとんどなく、政治においても与野党の立場を超え、国民的なコンセンサスの下に成立したものです。私たちの社会には、残留孤児のような方々をいたわる精神的土壌とその支援を負担していく経済的実力があります。しかしながら、戦後60年以上が経過した今の今まで、このような支援策がつくられなかったことも事実です。残留孤児の過去や現在を、さらにその将来不安を、国民や政治にもっと早く正しく伝えることができたなら、残留孤児への支援ももっと早くに実現したのかもしれません。

そういった思いから、私は、これから先も、筑紫野地域の皆様をはじめとする幅広い層に、残留孤児の人生を、また私が弁護士として携わるであろう新たな社会問題を、正しくお伝えしていきたいと考えています。心あたたかい人々が暮らすこの筑紫野の地には、いろいろな問題の支援策や解決策のヒントが詰まっていると信じています。その意味では、筑紫野地域での弁護士活動こそが、私の人権擁護活動の源です。

残留孤児の問題はひと区切りをむかえただけであり、問題がすべて解決したわけではありません。今後改正法が適正に運用されるようにするためには、引き続き皆様のご支援が必要です。これからも残留孤児に対するご支援を、どうか宜しくお願い致します。

2008 NEW YEAR NEWS

弁護士
浦田　秀徳

昨秋から暮れにかけ、薬害肝炎における「天下分け目のたたかい」。全面解決をめざし、福岡と大阪、東京の3都を毎日のように行き来しました。新幹線の車中、司馬遼太郎の「新史太閤記」を読み返しました。「逆境においても人間としての誇りを最後まで手放さない」ということを教えられました。大阪、天王山、京都、比叡山、近江、関ヶ原…と古戦場が現れては消えていきます。車窓に映える晩秋の紅葉が殊更目に染みました。

弁護士
吉野　隆二郎

平成14年11月26日に佐賀地裁に提訴しましたよみがえれ！有明海訴訟（潮受堤防の撤去等を請求）は1月25日にいよいよ結審を迎えます。昨年の11月20日に諫早湾干拓工事の完工式が行なわれておりますが、農地の配分が決まらない限り、事業は終了しません。農地配分の矛盾点については、1月28日に下される長崎地裁の判決で明らかになると思います。無駄で有害な公共事業の典型事例とされる諫早湾干拓事業の見直しを求めるたたかいを続けていきたいと思います。

弁護士
迫田　登紀子

今年40歳になります。学生生活と山登りと法律の勉強に明け暮れていた20代。30歳の年に司法試験に合格、結婚もしました。30代は、弁護士として、家庭人として、ただがむしゃらに毎日が過ぎ去っていきました。

さて40代。最澄が天台宗をひらいたのも、ジョンレノンが射殺されたのも40の歳のことだそうです。悟りや名曲を後世に残すことなどできませんが、せめて皆様に安らかで平和な時間を届けられるよう、豊かに歳を重ねていきたいと思っています。

弁護士
徳田　宣子

これまで各地の地裁で薬害肝炎の責任が認められたにもかかわらず、田辺三菱製薬は原告に謝罪をしてきませんでした（平成19年12月20日時点）。

昨年11月に田辺三菱製薬の大阪本社で抗議行動を行いました。２００名を越す原告、支援者が集まりましたが、田辺三菱製薬の玄関はシャッターを閉ざしたままでした。謝罪を頑なに拒む企業の姿を象徴しているように。

扉が開く日を信じて、がんばっていきます。

ちくし法律事務所

☎092-925-4119

FAX092-925-4127

受付時間 9:00～17:30 土・日・祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net

〒818-0056 筑紫野市二日市北1丁目3-1
M・黒崎ビル3階

http://www.geocities.jp/chikushi_lo/